

**サプライヤー**

**行動規範**

**2020**

# 目的と概要

オルネクスは、倫理的かつ責任あるビジネスを行うことを約束し、サプライヤーの皆様にも同様のことを期待しています。　そして、サプライヤーの皆様にこれらを実践していただくために、当社はサプライヤー行動規範を作成し、法律の遵守、ビジネスの誠実さ、健康、安全、環境保護、人権の尊重、持続可能性についてお伝えいたします。

# オルネクスサプライヤー行動規範

世界中のオルネクスと取引を行うサプライヤー、すなわち原材料の供給業者、請負業者、コンサルタント、その他の物品およびサービスの提供者は、このサプライヤー行動規範の原則を遵守、実践するための適切な措置を講じることが期待されます。

1.) **法律を遵守して行動する。**

サプライヤーは、汚職防止法、税関規制、輸出および貿易管理法、公正取引法および競争法を含む、事業を行う国のすべての適用法規制を認識し、これを遵守するものとします。

2.) **倫理的にビジネスを行う。**

サプライヤーは、賄賂を支払ったり、キックバックを提供したり、ビジネスを確保するために価値のあるものを与えたり、ビジネス上の利点を与えたりしてはなりません。

3.) **不適切な贈答品や食事、接待は避けましょう。**

サプライヤーは、ビジネス上の意思決定に不適切な影響を与える（または与えるように見える）可能性のある贈答品、食事、接待を提供したりしてはなりません。

4.) **人を尊重する姿勢を示す。**

サプライヤーは、多様な労働力を雇用し、差別やハラスメントのない職場を提供し、賃金、労働時間、福利厚生、労働条件を含め、従業員を公平に扱うことを目指さなければなりません。従業員とビジネスパートナーは、自分たちの貢献が評価され、尊重されていると感じなければなりません。

5.) **基本的人権を尊重する。**

サプライヤーは、国連世界人権宣言、ILO（国際労働機関）基本条約を含む人権を尊重し、人身売買と奴隷制 度に関連した現地の規制要件を遵守して、労働者を扱い、雇用しなければなりません。サプライヤーは、その活動を通じて児童労働、人身売買、奴隷制を効果的に防止するための文書化された方針を 持たなければならず、社内で確認された児童労働、人身売買、奴隷制は直ちに効果的に排除されなければなりません。

6.) **安全な作業環境を提供する。**

法令を遵守し、安全で清潔で健康的な職場環境を提供し、労働災害や安全事故の防止に努めなければなりません。

7.) **環境規制を遵守する。**

サプライヤーは、適用される環境関連法規制および業界基準を遵守し、オルネクスの持続可能な事業活動を支援するものとします。

8.) **正確な帳簿や記録をつける。**

サプライヤーは、適用される法的および規制上の要件、および一般に認められた会計慣行に基づき、正確な財務帳簿および業務記録を維持するものとします。

9.) **情報を管理し、保護する。**

サプライヤーは、従業員情報、顧客データ、知的財産権、企業秘密を含む当社の専有情報または機密情報を保護するために、適切な措置を講じるものとします。

10.) **適用される品質、健康、安全基準を満たす製品やサービスを提供する。**

オルネクスのサプライヤーは、オルネクス製品の品質または社会的認知に悪影響を及ぼす可能性のある問題を直ちにオルネクスに報告するものとします。

オルネクスは、次のことができないサプライヤーとの契約を終了する権利を有します。

サプライヤー行動規範を遵守していることを証明しなければなりません。